

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成24年7月13日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 愛知県稲沢市天池五反田町1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ユニー株式会社 代表取締役 前 村 哲 路 電話0587-24-8111					
主たる業種	百貨店・総合スーパー				細分類番号	5; 6; 1; 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	ユニー株式会社 環境方針 1. ユニー株式会社は、総合小売業として環境負荷の少ない安心安全な商品及びサービスを提供します。 2. 全従業員が環境問題に関心を持ち、「環境活動」「環境教育」を通じて、汚染の予防及び継続的な改善に努めます。 3. 環境側面に関連して適用可能な環境に関する法的要求事項及び当社が同意するその他の要求事項を順守し、お客様ならびに一般市民・行政機関とパートナーシップをとり、人と環境に優しい社会実現のために努力します。 4. 環境目的・環境目標を設定し、限りある資源を大切にするために、省資源・省エネルギーに取り組み、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。						
計画を推進するための体制	本社に「環境社会貢献部」を設置し、各店舗では、店長を委員長とした「省エネルギー委員会」の中で業務副店長を「エネルギー管理者」として推進体制を構築する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		2,242.7 トン	1,914.6 トン	トン	トン	-14.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量		2,591.7 トン	1,914.6 トン	トン	トン	-26.1 パーセント
実績に対する自己評価		基本照明の消灯など節電要請に対応					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	原単位の指標 事業活動に伴う排出の量 (営業面積×営業時間/10の6乗)	85.70	63.30			-26.14 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
実績に対する自己評価		コジェネレーションの廃止ができた。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
			60.0 パーセント	63.0 パーセント	パーセント	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		非効率なコジェネを廃止し買電への切替た。基本照明の消灯など節電要請に対応				
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措 置 の 内 容		通勤手当をガソリン代と公共交通機関いずれか低い額で支給				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		実施に無理のない範囲での公共交通機関への変更ができた(停留所が遠い、帰宅が22時以降となる為)				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	0.0 トン	0.0 トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①. バイオマスプラスチック容器の使用 ②. 食品廃棄物リサイクルループ（京都有機質資源）飼料化 ③. カーボンフットプリント制度試事業参加 ④. 環境配慮商品の商品開発と販売 ④. 子供環境学習の実施						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。